

2017年3月10日

株主各位

東京都港区芝浦一丁目1番1号
株式会社 東芝
代表執行役社長 綱川 智

吸収分割公告

当社は、2017年2月24日開催の当社取締役会において、同年4月1日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、東芝メモリ株式会社（本店所在地：東京都港区芝浦一丁目1番1号。以下「東芝メモリ」といいます。）を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）契約の締結を決定いたしました。同年3月30日開催の当社臨時株主総会においてご承認いただきますと、東芝メモリは当社のストレージ&デバイスソリューション社が行っているメモリ及び関連製品（SSDを含み、イメージセンサを除きます。）の開発、製造、販売事業及びその関連事業に関する権利義務を承継し、当社はそれを承継させることとなりますので、下記のとおり公告いたします。

なお、東芝メモリの株主総会の承認決議も、同日に予定しております。

記

本吸収分割に伴い、会社法第785条第1項に基づき、本吸収分割に反対し、かつ株式買取請求をされる株主様は、本吸収分割の効力発生日の20日前の日（同年3月12日）から効力発生日の前日（同年3月31日）までの間に、当社に対してその旨、買取請求に係る株式の数及び加入者口座コード、株主様の氏名又は名称、住所及び連絡先の電話番号を、以下の郵送先宛に書面（様式自由）によりご通知ください。

また、ご通知に先だつて、株主様の振替口座を開設している口座管理機関（以下「証券会社等」といいます。）に対して、個別株主通知の申出の取次請求及び株式買取請求に係る株式の以下の当社指定口座への振替申請を行っていただいたうえ、当該証券会社等から受領する個別株主通知受付票及び本人確認書類を上記書面に添付し、ご通知いただきますようお願い申し上げます。

なお、同年3月31日までに以下の当社指定口座への振替を完了していただけない場合には、株式買取請求権を行使いただけないこととなります。実際に振替に必要な期間は、ご利用の証券会社等により異なりますので、株式買取をご希望の株主様はお早めにご利用の証券会社等にお問い合わせください。

郵送先

105-8001 東京都港区芝浦一丁目1番1号 株式会社東芝 37階Aゾーン宛

当社指定口座（買取口座）

口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
口座名義人	株式会社東芝 買取口座
加入者口座コード	2947303058969000030

以 上